

令和6年6月10日 議案審査（教育福祉分科会・委員会）

開会 午前10時37分

○議会事務局長（落合和之君） それでは、互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立お願いいたします。相互に礼。ご着席ください。

それでは、分科会長よりご挨拶をお願いいたします。

○分科会長（小林博文君） それでは、全体会ありがとうございました。こちらの内容の質疑の中で、全体でちょっと確認したほうがいいかというところを内田議員のほうで質問していただいて、皆さんに一応情報が共有できたかなと思いますので、こんな形で全体会がうまく機能すればと思います。この後は、その辺を含めまして、分科会のほうよろしくをお願いいたします。では、よろしくお願いします。

○議会事務局長（落合和之君） ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行は分科会長をお願いいたします。

○分科会長（小林博文君） それでは、ただいまから一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第44号 令和6年度菊川市一般会計補正予算（第1号）のうち、教育福祉分科会所管に係る項目を議題とします。

議会基本条例第11条第1項に「議会は、言論の府であって、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。」と定められていることから、今回の議案審査でも、質疑よりも自由討議を充実させ、議員相互間の議論を尽くして合意形成した内容にて、基本条例の第11条に基づく分科会報告書としたいと思います。

自由討議では、議案審査の中から委員全員で討議したいことをテーマとし、議論を行いたいと思います。自由討議を充実させたいことから、分科会報告でも議員間討議の内容を重視していくため、審査内容を精査し、自由討議の記載を充実し、分科会報告でも自由討議の読み上げをいたします。

また、6月20日の予算決算特別委員会では、委員会での審査内容を確認するための質問をすることがないように、分科会の会議録を作成でき次第、全議員に周知させていただきますが、その際に周知する会議録は校正を行っていないものとなるため、議員のみの確認資料と

して取り扱いしていただくようお願いいたします。

審査内容の質問が当日出た場合には、会議録にて確認してくださいと回答させていただきますので、ご了承ください。

それでは、これより質疑を行います、部ごと順番に質疑を行います。

質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。委員は、質疑通告一覧順に質疑を行うようにお願いします。また、発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いいたします。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑・答弁にご協力をお願いします。

なお、本件につきましては、6月20日開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

それでは、初めに教育文化部の審査を行います。岡本教育文化部長、所管する課名等を述べてください。岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 教育文化部長です。補正の審議よろしくをお願いいたします。

学校教育課、教育総務課、社会教育課が該当しておりますので、よろしくお願いいたします。

○分科会長（小林博文君） それでは、質疑を行います、初めに事前通知の質疑から行います。

質疑の事前通知の順に、挙手の上、質疑を行ってください。教育文化部、1問目、渥美委員から出ております。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 1番 渥美です。タブレットページ、20ページになります。事務局総務費（教育総務課）について、河城小学校トイレ洋式化のスケジュールを伺います。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。石川教育総務課長。

○教育総務課長（石川浩朗君） 教育総務課長です。今回の補正予算に計上した設計業務委託料により、トイレの改修工事の実施設計を行いたいと思います。

設計業務の期間は、7月から10月ごろを予定しており、出来上がった設計金額を基に、令和7年度当初予算にトイレの工事費を計上する予定でございます。

2月議会にてお認めいただければ、国庫補助事業としての内示後に工事を発注し、夏休み期間を利用した工事を実施する予定で、おおむね9月末には完成する予定であります。

以上でございます。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。渥美委員、再質疑ありますか。

○1 番（渥美嘉樹君） ありません。

○分科会長（小林博文君） よろしいですか。

○1 番（渥美嘉樹君） はい。

○分科会長（小林博文君） この件について、関連質疑ありますか。13番 倉部委員。

○1 3 番（倉部光世君） 13番 倉部です。この間、聞いたわけですけど、これトイレ洋式化と床の乾式化と、両方行われるのでしょうか。あとさっきちょっとありましたけど、何か所やるか、あと多目的化について。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。石川教育総務課長。

○教育総務課長（石川浩朗君） 洋式化の工事で、床についても乾式化で行いたいと思っています。

箇所数については、ちょっと詳細が分かんないんですけども、校舎内、列が2列ほど、3階のあれなんですけども、2列ほどありまして、前列はできないものですから、半列を今実施しております。平米数でいきますと、90平米ちょっと切れる感じ、89平米ちょっとの平米数になると思っております。

多目的につきましては、議会のほうでも答弁させていただきましたが、各校の体育館及び校舎に少なくとも1個ずつありますので、今回の計画では予定しておりません。

以上でございます。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。倉部委員、再質疑ありますか。13番 倉部委員。

○1 3 番（倉部光世君） 13番 倉部です。3か所、1階、2階、3階。

○教育総務課長（石川浩朗君） 3階ですね。

○1 3 番（倉部光世君） 1個ずつやるということですか。

○教育総務課長（石川浩朗君） そうです。その列を。

○1 3 番（倉部光世君） 1列。1列っておかしいですけど。

○教育総務課長（石川浩朗君） はい。

○1 3 番（倉部光世君） 分かりました。

○分科会長（小林博文君） よろしいですか。

○1 3 番（倉部光世君） はい。

○分科会長（小林博文君） そのほか関連質疑ありますか。よろしいですか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。2,270万の積立てというのは、このところへ全て充当される、ここっておかしいですけど、トイレのところへ全て充当されるお金なのか、今まで図書とか、ずっと引いてきて、残りとして、この2,270万がここへ基金として積み立てられるのか、そこはどうなっているんですか。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。石川教育総務課長。

○教育総務課長（石川浩朗君） 教育総務課長でございます。基本的には、令和4年度に行った東小の工事の単価を参考にしまして、トイレとしてベースを掛けまして計上した金額でございます。

ただ、令和4年度ですので、高騰物価とか、人夫の単価の増とか、そういうところは考慮していないものですから、多少、少し金額が若干少ないかもしれませんが、今はその形で計上しています。

以上でございます。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。ちょっと2,270万はトイレ用のお金だというふうに考えてよろしいですか。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。石川教育総務課長。

○教育総務課長（石川浩朗君） はい、そのとおりでございます。

○15番（内田 隆君） 分かりました。

○分科会長（小林博文君） 岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君） 少し、今回寄附5,000万ということでお願いをしてあります。

その中で、来年トイレの分が2,270万円、今年度市の単独事業として、先ほど申し上げましたが、図書室でありますとか、遊具、そんなものの工事費が1,920万円、それを設計いたします委託料が350万円、あとは小学校管理総務費として学校の放送設備ですとか、テントですとか、そんなものを買いたいということで460万円、それを合計しますと、5,000万円になると、そんな分配をさせていただいているところです。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○15番（内田 隆君） よろしいです。はい。すみません。

○分科会長（小林博文君） はい。そのほか関連でありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（小林博文君） それでは、2問目、13番 倉部委員お願いします。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。10款2項1目の同じところですけど、市単独小学校施設整備事業費で、タブレットだと、21ページになります。

学校、さっきの整備費の中の図書室の改修ですけど、どのようなことを行うか、お願いします。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。石川教育総務課長。

○教育総務課長（石川浩朗君） 教育総務課長でございます。河城小学校図書室の改修につきましては、床や本棚といった室内の内装の改修を考えております。

なお、詳細につきましては、今回同時に補正予算で計上している設計業務委託料の中で、設計業務を発注し、寄附者及び学校と協議をして内容を決定していく予定でございます。よろしくをお願いします。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。スケジュールはどうなっていますか。工事のスケジュール。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。石川教育総務課長。

○教育総務課長（石川浩朗君） 教育総務課長です。設計業務につきましては、先ほどお答えしましたけども、7月から10月にかけて設計を行いまして、設計額が確定次第、発注し、今年度中に完成をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。倉部委員、再質疑ありますか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部。本年度中ということは、使えない期間があるということでしょうか。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。石川教育総務課長。

○教育総務課長（石川浩朗君） その点につきましては、学校と詳細に協議していきたいと思っております。今のところ、まだその次の確認はいたしておりません。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 再質疑ありますか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。エアコンはついていなかった。ついていたんでし

たっけ、ついていなかったような気がします。エアコンはやらないんですよね。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。石川教育総務課長。

○教育総務課長（石川浩朗君） エアコンにつきましては、今ついていきますので、エアコンについては考えておりません。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○13番（倉部光世君） いいです。

○分科会長（小林博文君） よろしいですか。この件、関連で質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（小林博文君） はい。

では、3問目。倉部委員、内田委員から出ていますが、代表して、倉部のほうからお願いいたします。

○13番（倉部光世君） さっき何かテントとあれというふうに聞いちゃった気もしますが、10款2項1目で、小学校管理総務費で、備品購入費、どのような備品を購入しますか、お願いします。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。備品購入の内容ですけれども、市単独の小学校施設整備事業費として計上しております。図書室整備に係る備品及びその他学校運営にて必要とする備品となります。

図書室整備に係る備品としては、本を配架するための書架と児童用のテーブル、椅子等であり、そのほかに公用備品として講演台、それからポータブル放送機器、ワンタッチテントを予定しております。

以上です。

〔「ワンタッチテント」と呼ぶ者あり〕

〔「って何」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○13番（倉部光世君） いいです。

○分科会長（小林博文君） いいですか。関連で質疑ありますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。全体的、要するに寄附者があった場合について、今、特

にトイレのように計画が進んでいて、そこへ財源をくつつけるところは分かるんですけど、備品みたいなもので、特定寄附で、そののところだけが充実していた場合、ほかのところとの格差が出てくる可能性があると思うんですけど、それはここのところが充実し過ぎたんじゃないくて、その後、単費で追ってやっていくというような考え方を持っているんですか。言っている意味、分かりますか。

〔「ほかの学校との差ということですね」と呼ぶ者あり〕

○15番（内田 隆君）　そうです。はい。

○分科会長（小林博文君）　答弁を求めます。岡本教育文化部長。

○教育文化部長（岡本啓司君）　ただいま申し上げました備品につきましては、講演台ですか、放送機器、そういったものが老朽化によって、どこの学校も老朽化したときに更新していくというものです。

それから、テントにつきましても、学校で老朽化したというときには、いつも予算要求させていただいて交換等を行っているものですから、今後もそういった学校と相談しながら、要求があれば予算に上げていくというものでございます。

今回、少しワンタッチテントということで、それも昨今、昔で言う、何というんですか、運動会のときに立っているようなあれですと、学校等の教員の働き方改革等がありますので、なるべく簡単に、簡易にできるものがこれからいいんじゃないかということで、少し進めさせていただいているところです。

以上です。

○分科会長（小林博文君）　再質疑ありますか。15番　内田委員。

○15番（内田 隆君）　15番です。時間との差が若干あることは仕方ないんですけど、そういうものが入っていたことについては、できるだけこれを今後継続の中に入れていっていただけると、寄附があったからどうのこうのじゃなくて、やっていただけるということでよろしいですね。

○分科会長（小林博文君）　答弁を求めます。藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原 誠君）　学校教育課長です。学校の施設の劣化、そういったものを見て、適切にそういったものは補助していくようにいたします。

以上です。

○分科会長（小林博文君）　答弁が終わりました。よろしいですか。

○15番（内田 隆君）　そこだけ確認しておけば結構です。

○分科会長（小林博文君） 大丈夫ですか。はい。関連。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部。ワンタッチテントって何台買うんですか、1台だけで
すか。ほかに2.5掛ける2.5とかぐらいなものですか。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。6基購入する予定です。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○13番（倉部光世君） いいです。

○分科会長（小林博文君） よろしいですか。関連でございますか。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。学校の生徒の数を考えますと、本当に五、六年先
には存続できないような感じすら受けるものですから、少子化に対応するようなことをぜひ
考慮して、行政で進めていただきたいと思います。意見だけです。いいです。

○分科会長（小林博文君） 意見は自由討議でお願いいたします。

関連質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（小林博文君） はい。

それでは、最後の4番目、赤堀委員から出ております。10番 赤堀委員。

○10番（赤堀 博君） 10番 赤堀です。10款5項7目の文化会館管理費です。タブレット
23、クラウドサービスを活用したチケット販売システム及び施設管理システムの運用とある
が、どのようなシステムか、またこのシステムを採用することにより、次年度以降、人件費
等の削減はできるのか伺います。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。新たに導入しようとするシステムですが、
イベント講演の座席指定や貸出施設の予約をクラウドサービスにより行うもので、利用者は、
アイルに来館することなく、ネットに接続できるパソコン、スマホ等から手続が可能となる
ものです。

現在は、アエルで行われる講演のチケット販売、また貸出施設の空き状況の確認や予約を
行うため、アエルの事務所にシステム機器を設置して対応していますが、システムがクラ
ウド化されることで、管理者側も機器の購入や保守点検が不要になるというメリットがあり
ます。

なお、このシステムは更新でありまして、人件費に影響はありません。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 再質疑ありますか。10番 赤堀委員。

○10番（赤堀 博君） すみません。最後の部分をもう一回、今言った。

〔「人件費」と呼ぶ者あり〕

○10番（赤堀 博君） 人件費。

〔「更新だから、関係ない」と呼ぶ者あり〕

○10番（赤堀 博君） 関係ない。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。今まであったシステムを更新することになりますので、特に人件費には影響がありません。

以上です。

○10番（赤堀 博君） ありがとうございました。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですか。関連で質問ございますか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部。これ更新って伺ったんですけど、新しくこのクラウドサービスは始まるから、更新なんですか。支払いとかはどうなるんでしょうか。

○分科会長（小林博文君） 濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。これまではシステム機器を購入しまして、アエルの事務室内へ置いて、そこでチケットの販売とか、貸出施設の予約をしていました。それを更新するに当たって、機器を購入すると、今現在ですと、5年リースみたいな形になって、おおよそ導入費用が1,000万ぐらいかかるというんですが、それを5年間で、月払いで支払っていくというような形になっています。

それを今回は、システムを購入せずに、クラウド上にあるシステムへアクセスする形になりますので、購入費用がかからなくなります。利用者の方もそこへアクセスして、チケットを予約とか、施設を予約というようなことができるようになりますので、今までは購入と定期的なメンテナンスをやっていたわけですが、そういうものが不要になるメリットがあるということです。

チケットの購入についてなんですが、システム的には購入までできるんですが、ただし、購入した場合の手数料、クレジットカードとか、手数料がかなりの額になってきますので、

今回はそこまでは、電子決済までは導入しないという形にしています。

〔発言する者あり〕

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） ということは、チケット代は結局払いに行くということですか。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。予約をしていただいて、こちらからまた振込用紙を発行するか、もしくはコンビニで代金を支払っていただいて、コンビニで発券されるチケットを受け取るとか、そういった形はできる。

○13番（倉部光世君） そっちはできる。そのことを聞いていた。

〔「できるんだ。それなら」と呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（濱野和宏君） 従来のやり方も残しますので、窓口へ来られて買うということもできます。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 再質疑ありますか。倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部。例えば、会員チケット販売の日があって、人気のあるものって、何か並んで皆さん買ったりしていたんですけど、そういう順番みたいなものは、ウェブのやつはどうなるんでしょう。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。アエル友の会の方については、先行販売もありますので、そういった方についても電子上で案内とか、これまでどおり、早く予約することはできますけど、同時に電子でも受け付けますし、まずうちへ来られた方も、その場で同じクラウドへアクセスして購入という形になります。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番です。並んで買う方と外部からウェブでやる人の順番とかがどうなるんでしょう。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。現状ですと、一応友の会に限って先行とすることができますけど、そこでも電子のほうが早くなるんじゃないかなというふうに考えますが、窓口へ来られた方も、職員が同じクラウドへアクセスして購入という形になりま

すので、それぞれ電子でやったほうが早いという形になるのかと思います。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○13番（倉部光世君） はい、分かりました。

○分科会長（小林博文君） よろしいですか。関連でありますか。5番 渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） 5番 渡辺ですけど、コンビニ発券がされる場合、手数料というのはお客さんが払うんですか。

〔「L o p p i できるということ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。コンビニで支払う場合は、手数料はかからないんですが。

○5番（渡辺 修君） ああ、そうですか。

○社会教育課長（濱野和宏君） はい。その部分を結局電子でやった場合に、アエルというか、事業者側の負担になって、今、結構銀行の手数料が高いものですから、なかなかそこまで負担するところまでは今ちょっと見合わせているところなんですけど、要はチケット代に上乗せするとか、そこまではちょっとまだ今考えていないものですから、はい。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。さっき施設の予約もできるとちょっと聞いたんですけど、今まで中に行って、紙書いたり、いろいろしていたんですけど、それはなくなるといことですか。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。濱野社会教育課長。

○社会教育課長（濱野和宏君） 社会教育課長です。こちらも同じように、空き状況を確認していただいて、予約を押さえることができるんですけど、実際にはアエルとかですと、借りる場合に、備品を借りたりという、そういうものも同時に出てきて、そこがちょっとシステム上ではできないので、アエルのほうには打合せに来ていただく形にはなります。

以上です。

○13番（倉部光世君） 結局行かなきゃいけない。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○13番（倉部光世君） はい、分かりました。

○分科会長（小林博文君） よろしいですか。そのほか関連で質疑がございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（小林博文君） それでは、以上で事前通知による質疑を終了します。

そのほか関連で、教育文化部、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（小林博文君） それでは、以上で教育文化部の審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

休憩 午前 11 時 02 分

開会 午前 11 時 04 分

○分科会長（小林博文君） それでは次に、健康福祉部の審査を行います。諏訪部健康福祉部長、所管する課名等を述べてください。諏訪部健康福祉部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部です。

本日審査をお願いする課は、福祉課と健康づくり課になります。すいません、一つ訂正をお願いします。今日、出席者に長寿介護課長ということで出席を予定していたんですが、こちらの手違いで今日補正は上げておりませんので、申し訳ありません。よろしくお願いします。

○分科会長（小林博文君） それでは質疑を行います、始めに事前通知の質疑から行います。質疑の事前通知順に挙手の上、質疑を行ってください。1 番目、渥美委員から。1 番 渥美委員。

○1 番（渥美嘉樹君） 1 番 渥美です。

タブレットページの 7 ページになります。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費について、電算業務委託料について、具体的な内容と委託について伺います。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

まず、電算業務委託料についてですが、給付金支給対象者の抽出や支給管理などを行うシステムの導入経費となります。

具体的な内容は、システムパッケージ代と S E の作業経費及びシステムをインストールし

たパソコン2台のレンタル料となります。

委託につきましては、NECの基幹系システムから抽出しました住民情報や税情報などのデータを給付金システムに取り込み、支給対象者を確認するなど、安全にデータ連携を行う必要があることから、NEC静岡ビジネス株式会社に委託する予定でございます。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 答弁終わりました。再質疑ありますか。1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 1番 渥美です。ちょっとお聞きしたいんですけど、ということは具体的な内容としては、イメージとしてはSEさんがその専用のデータベースみたいなのをつくってくれて、それが入っている2台のパソコンをちょっと貸してもらって、この業務の期間中にそのパソコンで何かデータベース管理を行いながらやっていくみたいなそういったイメージになるかということを確認でございます。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

委員がおっしゃった大体イメージどおりかと思いますが、給付金システムでは、まず先ほども答弁させていただきましたけども、住民基本対象システムから抽出した住民情報、あと住民税情報を取り込んで支給対象世帯であるとか、子育て世帯の加算の対象世帯の抽出、判定を行います。その後給付金のお知らせ通知であるとか、申請書の発行もそのシステムから行います。あと口座振込データ、全銀でデータのフォーマットが決まった形があるんですが、そういった形の口座振込データの作成もそのシステムから行います。その後の給付金の支払い管理も二重払いとかそういったものが出ないように支給管理のほうもそのシステムを使って行ってまいります。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 答弁終わりました。再質疑ありますか。

○1番（渥美嘉樹君） ありません。

○分科会長（小林博文君） よろしいですか。この件、関連で質疑がある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

では、2問目。内田委員から出ております。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。

2問目も同じ場所でただページが違うだけですので。8ページ目とか、この次のページのところに「新たに」という言葉が幾つか出てくるんですけど、この「新たに」というのは、

新年度のことだけを言おうとしているのか、旧年度に比べて旧年度の対象であって新たにが出てくるのか、そこをまず確認したい。

もう1個は、全額国費になっていますけど、清算段階で困らないか、その2点をお伺いしたいと思います。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

初めに、制度の違いについてですが、今回の給付金は令和6年度の住民税が非課税または均等割のみ課税の世帯であっても、令和5年度に住民税が非課税または均等割のみ課税の世帯であった場合には支給対象にならないということになります。そこら辺が制度の違いということです。簡単に言うと前回の2023年度に行った給付金の支給対象世帯には支給ができないということです。

〔発言する者あり〕

○福祉課長（田中義喜君） そうです。6年度の非課税世帯、均等割のみ課税世帯にしか支給ができない。5年度にももらったうちには支給ができないということです。

次に、財源の関係ですが、本事業は国費100%の補助事業であります、事業完了後に支給実績に基づいて円単位で国のほうから交付されることとなっております。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 答弁終わりました。再質疑ありますか。よろしいですか。この件、関連で質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして3問目、渡辺委員、内田委員から出ています。代表して渡辺委員。

5番 渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） 5番 渡辺です。タブレットページの11ページです。障害者福祉総務費で福祉介護職員の処遇改善によるシステム改修の内容はどんなものか。また、定額減税に伴う費用だと思うが、なぜ単費が必要になってくるのかをお願いします。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

初めに、システム改修の内容ですが、介護給付費、訓練等給付費の支払いに係る審査は、静岡県国民健康保険団体連合会から送付されたデータを自立支援給付支援支払い等システムに取り込み、審査のほうを行っております。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定におきまして、新たに処遇改善加算が創設されたため、これに対応するコードをシステム上設

定するなど、データ取り込み時に不具合が生じないようにシステム改修を行うものです。

次に、財源についてですが、総務省、厚生労働省のほうにも、構成予算を上げるにあたって確認をいたしました。本システム改修に係る補助金等はやったことないというお話でした。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。

○5番（渡辺 修君） 私はいいです。

○分科会長（小林博文君） 内田委員よろしいですか。

○15番（内田 隆君） はい、いいです。

○分科会長（小林博文君） この件、その他関連で質疑ございますか。よろしいですか。

それじゃあ、最後の質疑ですが、倉部委員、織部ひろみ委員、赤堀委員、内田委員、4名から出ていますが、代表して倉部委員。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。

4款1項3目のタブレットでは11ページ、新型コロナウイルスワクチン予防接種費です。予防接種委託料、委託病院の件数、委託病院の内訳、接種対象者の内容と対象者数に対するワクチンの確保数、また、その財源の内容をお願いします。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。山内健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） 健康づくり課長でございます。

まず、予防接種委託料の内訳、それから接種対象者の内容についてでございますが、関係がありますので併せてお答えいたします。

最初に委託料ですがワクチン接種費用、公費負担分と接種予定者数を基に算出をしております。具体的にはワクチン接種費用を国の説明会で示された1人当たり1万5,300円としました。この費用の内訳がワクチン代と医療機関への手数料からなっており、1万5,300円のうち、ワクチン代の3,260円を自己負担と仮定し、それ以外の1万2,040円をワクチン接種費用、公費負担分としております。

対象者につきましては、令和6年度中に65歳以上になる人及び60歳以上65歳未満で身体障害者1級の人を対象となり、合計で1万3,990人となります。これに令和5年度の接種状況や近隣市の接種率等を参考に、接種率を50%で見込み、接種予定者を6,995人としました。

以上のことから委託料につきましては、ワクチン接種費用、公費負担分に接種予定者数を掛けた金額と、全額公費負担となる生活保護受給者の自己負担分を足した8,439万3,000円を

委託料として計上しております。

次に、委託病院の件数についてですが、各医療機関との個別契約ではなく、例年実施しております高齢者インフルエンザや肺炎球菌ワクチンの定期接種と同様に、小笠医師会への委託を考えております。

予防接種の実施医療機関につきましては、今後、小笠医師会や各医療機関との協議により決定していく予定でございます。

次に、ワクチンの確保についてですが、新型コロナウイルスワクチン予防接種は、令和6年4月1日から定期接種に位置づけられました。そのためワクチンにつきましては、市が確保するのではなく、接種を実施する各医療機関がそれぞれ確保することになります。

最後に、その他財源の内容についてですが、本事業を実施するに当たり、接種者1人当たり8,300円の助成金が交付されますので、接種予定者6,995人分で5,805万8,000円の歳入を見込んでおります。

なお、助成金については、ワクチン生産体制等緊急整備基金の管理団体である一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターから交付されるため、諸収入としてその他財源で計上させていただいております。

以上でございます。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。倉部委員、再質疑ありますか。

○13番（倉部光世君） いいです。

○分科会長（小林博文君） 織部ひとみ委員、再質疑ありますか。

○4番（織部ひとみ君） いいです。

○分科会長（小林博文君） よろしいですか。赤堀委員、再質疑ありますか。

○10番（赤堀 博君） いいです。

○分科会長（小林博文君） いいですか。内田委員。

○15番（内田 隆君） ありません。

○分科会長（小林博文君） よろしいですか。そのほかの委員、再質疑ございますか。関連質疑、12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。今の説明ですと、ワクチン自体は医療機関が用意するということですか。

○分科会長（小林博文君） 答弁求めます。山内健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） 健康づくり課長でございます。

今、通常行われている定期接種、例えば高齢者の肺炎球菌ワクチンだったり、高齢者のインフルエンザなども各医療機関がそれぞれ必要な分を確保されて、患者様、希望者の方に接種をされると。なので同じような形として定期接種化になると考えております。

以上でございます。

○分科会長（小林博文君） 答弁終わりました。再質疑ありますか。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。県下で問題になっているのは、中学生に補助金を出すという市がありまして、東部のほうですけども。それは今の自己負担の3,260円のことを言っているのでしょうか。その半分を出すという、要するに個人負担分は1人3,260円というふうに理解していいんですか。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。山内健康づくり課長。

○健康づくり課長（山内孝夫君） まず、個人負担分でございますが、その3,260円が個人負担ということになって、残りの部分が公費負担分として今回予算計上をさせていただいております。プラスアルファの補助というのが、その公費負担分になるのか、そこはちょっと自分も確認をできていないので、ちょっとお答えはできませんが、申し訳ございません。

○12番（織部光男君） 分かりました。いいですよ。

○分科会長（小林博文君） よろしいですか。再質疑ありますか。よろしいですか。

○12番（織部光男君） いいです。

○分科会長（小林博文君） この件はほかに関連ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で事前通知による質疑を終了します。そのほかに関係健康福祉部関連での質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（小林博文君） よろしいですか。それでは、質疑なしと認めて、以上で健康福祉部の審査を終了します。ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

閉会 午前11時19分

再開 午前11時21分

○分科会長（小林博文君） それでは、次に、こども未来部の審査を行います。森下こども未来部長、所管する課名等を述べてください。森下こども未来部長。

○こども未来部長（森下路広君） こども未来部です、よろしくお願いします。

本日は、子育て応援課より 1 件、補正のほうを上程、上げさせていただいております。審議のほどよろしくお願いします。

○分科会長（小林博文君） それでは、質疑を行います、初めに事前通知の質疑から行います。質疑の事前通知順に挙手の上、質疑を行ってください。

まとめて 1 問にさせていただきます。委員、赤堀委員、渡辺委員、倉部委員から出ております。代表して赤堀委員からお願いいたします。10 番 赤堀委員。

○10 番（赤堀 博君） 10 番 赤堀です。タブレットページ 8 ページ、子育て応援課、母子福祉費です。

例年申請相談者が多くないと思うが、4 人に増えた背景は何か。増加した 4 人はどのような資格を取得を目指して、また取得期間はどのくらいか。また、母子家庭自立支援給付金の内容はどのようなものをお願いします。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。堀川子育て応援課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。初めに、母子家庭等自立支援給付金の内容から説明させていただきます。

母子家庭等自立支援給付金は、母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を促進するために、就業につながる資格取得の講座受講分の 6 割相当を支給する自立支援教育訓練給付金と、養成機関に在学する期間の生活費相当額を支給する高等職業訓練促進給付金がございます。

今回補正予算をお願いする高等職業訓練促進給付金は、市民税非課税世帯については月額 10 万円、修業最終年は月額 14 万円、市民税課税世帯については月額 7 万 500 円、修業最終年は月額 11 万 500 円。

そのほかに養成機関で修業を終了したときに、就業支援給付金を市民税非課税世帯については 5 万円、市民税課税世帯については 2 万 5,000 円支給します。

本市の高等職業訓練促進給付金事業の新規給付対象者は、令和 1 年から令和 3 年度及び令和 5 年度はゼロ人、令和 4 年度は 1 人でした。

本年度 4 人に増えた要因は、支給基準となる訓練期間が 1 年以上から 6 か月以上に緩和したこと、対象資格が看護師、保育士等の国家資格からデジタル分野等の民間資格も含まれるよう拡充したことによるものと思われます。

増加した 4 人が目指す資格及び資格取得期間は、3 人がウェブクリエイター能力認定試験

エキスパートで1年、1人が保育士で2年になります。

以上でございます。

○分科会長（小林博文君） 答弁が終わりました。赤堀委員、再質疑ありますか。

○10番（赤堀 博君） いいです、分かりました。

○分科会長（小林博文君） 渡辺委員、再質疑ありますか。

○5番（渡辺 修君） 確認ですけど。

○分科会長（小林博文君） 5番 渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） 5番 渡辺です。1年から6か月に短縮で、資格の要件というのが広くなったということで、使い勝手が大変よくなったということでよろしいですか。

○分科会長（小林博文君） 答弁を求めます。堀川子育て応援課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。議員がおっしゃるとおり国家資格等少し難しいものから民間資格取得ということで、近頃ウェブですとか社会的にいろいろ必要とされているものも可となったことということがあると思います。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 答弁終わりました。再質疑ありますか、よろしいですか。

○5番（渡辺 修君） 終わります、はい。

○分科会長（小林博文君） 倉部委員、再質疑ございますか。

○13番（倉部光世君） 大丈夫です。

○分科会長（小林博文君） 大丈夫ですか。この件、関連で質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（小林博文君） 以上で、事前通知による質疑を終了します。

その他関連で、こども未来部に質疑のある委員は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（小林博文君） それでは、質疑なしですので、以上でこども未来部の審査を終わります。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

あまり質問なかったですが、教育文化部では、やはり寄附を頂いた寄附金の使い道という
か使い方とか内容、それからアエルのクラウド化についての使い勝手についての質疑があり
ました。

それから、健康福祉部では、コロナワクチンの予防接種の5類に変わったというところで、
その辺の変更面でのワクチンの運用方法についてありました。

こども未来部は以上あったとおり、母子家庭ということで4名の方の給付の内容、それか
ら制度についての緩和されたというような答えもありました。その辺について議論、質疑が
ありました。

皆さんのほうから自由討議、テーマとして上げていただきながら意見を述べていただきた
いと思います。ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。ないですか。13番
倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。先ほどの河城小のトイレの寄附の件ですけど、寄
附頂いていろいろ足りないものを買ったり、整備したりというのはもちろんいいと思うんで
すけど、内田議員もおっしゃっていたほかとのバランスとかのところは、やはり少し考えな
きゃいけないのと。年間の保守には、ほかも同じように予算つけてくれていくのかといた
ら、ちょっと黙っていたかもしれませんけど。

これ、この満額もらって、じゃあ使わなくちゃいけないと言って、何か必要だとは思いま
すけど、何となく無理やり買っていたりする部分がないのか。ほかに何か回せる、本当に急
を要しているところに回してあげたりという仕組みはできないのか。これ、このことを思う
と、結局ごみのリサイクルの奨励金をやめて、備品が買えなくなるという意見が結構書いて
ありましたけど、またそことも関係してくる。

あれば買いたいのか、絶対に欲しいのかというね、その辺の伸びひんとか設備の整備のバ
ランスとかと、どうやって取っていくのがいいのかなと感じました。

以上です。

○分科会長（小林博文君） 本件について関連のご意見ある方いらっしゃいますか。15番 内田
委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。結局各学校、1つ当たりの学校に今こうなってて、将来
的にはこうするという学校整備の方針が何も見えていないもんで、結局はお金があるところ
は取りあえずやつくけど、先行したところに対して後ろがあと10年かかるのか、15年かか
るのかという、いつかはやるだろうと思いますけどね。

ですから、小さい——小さいというのはおかしいけど、少額のお金なら割合こういうことができると思うんですけど、一気に5,000万のお金がぽこっと入ってきたときに、たまたまトイレについては次年度やろうとしていた事業なもので分かりやすいんですけど、それ以外のものはやはりどうしても極端な話、トイレが昨年終わっちゃった場合については、このお金どうするのというようなね。

やっぱりそこら辺のところはもらうときに、どこまで話したのか分かんないんですけど、僕らとすると寄附であろうと単費であろうと補助金であろうと、各学校がある程度平等性を持った教育してほしいなと思う中においては、何となくもらってよかったなというだけじゃね、ちょっともう少し議論とかおかしいですけど、何かを考えていってほしいなというふうに思いました。

以上です。

○分科会長（小林博文君） そのほかございますか。5番 渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） 5番 渡辺です。ここに、こんな異例な寄附金が入ってきて設備がよくなったよというようなことがあったときに、じゃ公平を期して次の年から一生懸命それを追いかけるというふうにしていくことができればいいんですけど。できない場合も、それはそれでなぜ河城小学校こんなに、ここがきれいなんでしょうと話したとき、とても大きな寄附をしてくれた方があって河城小は特別進んでるんですよで、話をそこで納得させていいものなのかと。

その辺がやっぱり気分、地元で寄附する人がいて、よくなったというのは、差があってもそれでいい話として伝えていこうだけでいいのかとか、ほかをやっぱり平等しなきゃいけないかという、そこがちょっと難しいというか。

寄附は寄附で入って有利になった、それはご法度ですよということでもいいのか、その辺を皆さんどう考えるでしょうかと。各個人どう思いますかね。

○分科会長（小林博文君） 10番 赤堀委員。

○10番（赤堀 博君） 10番 赤堀です。寄附ですが、地元としては大変ありがたいことですけれども、公立の小中学校、ほかとの格差があまり生じてはいけないという原則があるものですから、そこら辺がちょっとうれしい反面、どうかなという思いがあります。これ民間の保育園とか何かでやってくれるならその場はいいんですけど、ちょっとほかとの、皆さん心配しているようにね、格差が生じてしまった場合ちょっとということで、ありがたい反面、心配はありましたけど。

○分科会長（小林博文君） どうでしょうか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。やっていると思うんです、各校の備品と設備の整備に関して、優先順位みたいなもののニーズを集めて全部一覧表みたいになっていて、どのぐらい緊急性があるのかとかという判断を、どうやって順番で毎年今予算のとき毎回思うことではありますけど。

じゃあ本当に欲しいけど、できないのがどれどれで、例の奨励金で何とかみんな誤魔化してきてたところがどのぐらいなのかという、何か全体のバランスの精査というの実際されているのか。取りあえず壊れた端からある予算で、ちょんちょん回しているのか、何となく毎回まあ予算とか決算見ながら、どのぐらいのバランス感覚でやっているのかなというのは、教育予算が安くないのはよく分かりますけど。

緊急性と、もう壊れてすぐ直さなきゃいけないところは多分すぐやったりしていると思いますけど、何か全体バランスというか、生徒数も違ったりもしますけど。今回のテントをどこを張ったとか何かそういうところとか、何かバランスの取り方を今後どうやって考えていくのかは、しっかり考えてほしいなと思います。

○分科会長（小林博文君） そのほかございますか。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部ですけど。この寄附金の使い道ですけどね、これを学校と行政だけで決めていいのかと私は単純に疑問に思います。というのは、子どもたちのためにというようなことで寄附してくれるわけですから、まずPTAにも諮って、今年からコミュニティスクールが始まって、例えばあそこのところ、河川のところに何とかの碑があるでしょ。

〔「河川。川」と呼ぶ者あり〕

○12番（織部光男君） うん、川のね、あそこ何川という。

〔「加茂用水」と呼ぶ者あり〕

○12番（織部光男君） うん。その碑なんかのところが草まるけでね、何の碑だか分からないというようなのがあって。だから、そういう寄附金で、それじゃそこにね、その人の寄附をしてくれた人の名前を入れた碑を建てる。私はそうすると、逆にその人の功績にもなるしね、教育として子どもたちにとって、私はメリットがあるという、そういう使い方のね。トイレなんかには、補助金が出ればそれでやればいいことであって、やはりそういった使い道を、予断制を持って私はやるべきではないかと、そんなふうに思います。私の意見です。

○分科会長（小林博文君） そのほか。寄附金のほう行きますが、この件含めてですか、ほか

にあれば。どうでしょうか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。どのぐらいのことまで寄附していただける方とお話をしてくれたのが全然分からないもので、ただ単純に河城小学校というだけで言ったのか、それともやっぱりね、市内の実情の話もさせてもらって、それでも私は河城小学校のこれだけりゃと言ったのか、その辺も全く分からない中で、5,000万というお金をどうやって割り振るということだけに発想しちゃうと、今言ったように織部さんは、これを受けることによってほかの予算を削られへんかなという話だけど、トータルでそろえるときには当然、先行した部分については削ったようなもの——削ったようなと申し訳ないけど、やらずに済むという話になっちゃうと思うんですね。

本当に本人、その人なりの大きなお金を出していただいて、その人も納得してもらえる方法がどこにあるのかというようなことを、やっぱりもらってうれしいというだけじゃなくて本当に話をしてもらってね、落ち着くところをもう少し考えてくれたのかなという部分は、ちょっと心配している部分があるんですけどね。

多分その方ね、もうご高齢だつというもので、河城小学校しか知らないと申し訳ないけど、地域全体の実情というのがどうなっているのかてなかなか説明される、聞く機会もなかったんじゃないかなという部分はあるんじゃないかなと思いますね。

だから、とにかくお金もらったことは大変ありがたいんですけど、後のことを少し心配しています。

○分科会長（小林博文君） そのほかございますか。4番 織部ひとみ委員。

○4番（織部ひとみ君） 4番 織部ひとみです。やはり寄附された方の意思というのは尊重してあげなければいけないのかもしれないんですけど、ほかの面で例えば河城小の通ずる通学路とか、そういうものの維持管理とかに回せれば、またそれなりに学校以外でも利用できるんじゃないかなということも考えられるし。

だから、そこら辺がちょっと、やはり寄附されている方の意思というのも大きいかと思いますが、やはり学校ごとの格差があってはならないと思いますので、そこら辺のところやはり今後、市が考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。

以上です。

○分科会長（小林博文君） そのほか、ご意見ございますか。

○5番（渡辺 修君） トイレのことで関係ない話なんですけど、よろしいですか。

〔「関係ない」と呼ぶ者あり〕

○5番（渡辺 修君） 関係ないというわけじゃないですけど、ちょっと。

○分科会長（小林博文君） 渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） 5番 渡辺です。洋式化を進めているというのは分かるんですけど、最終的に全て洋式化するという目標に行っているんでしょう。

〔「まあ基本そうですがね」と呼ぶ者あり〕

○5番（渡辺 修君） そうですね、そういうことですね。もう起こさないと言われている。分かりました。

○分科会長（小林博文君） その他ございますか。今ちょっと寄附のほう集中してもらって。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（小林博文君） ありません。倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。母子福祉費の高等職業訓練促進給付金ですけど、ちょっとこの書き方の問題なんですけどね、ここで4人増えましたと書いてあるんですけど、ここにさっきの内容がね、期間が短くなったとか、取得するものが変わりましたということを書いてくれば、突然、ゼロゼロだったのに急にプラス4みたいな話なので、その原因はやっぱりここに書くべきだと思うんですね。ここが一番重要なところじゃないですか、制度の枠が広がって変わりましたというのを。そういう説明で、補正なんでね、何でそうなたかという理由をちょっとここに足してくれば、ここで質疑する必要もなくなっているわけですので。何かね。

〔「しょうがないですね」と呼ぶ者あり〕

○13番（倉部光世君） 増えたことはいいことだと思いますので、そういうところ、変わりましたよというPRをすごいしているんですかね、実際のところ。みんなどうやって調べたのか、ちょっと伝わり方も分からないんですけど。ならもっと、これになったんで使ってくださいねとか、利用する方が増えてもいいわけですので。もう少し何となくあふれたんで、さらっと流さないで、こういうところきちっとやっていったほうがいいんじゃないかなと感じました。

○分科会長（小林博文君） ほかが意見ございますか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。今回これ母子福祉だけなんですけどね、要するにハードルが何で高いのかというのを考えたときに、そこをもし例えば菊川に欠けているところがあるところがあれば、そこを単費を押してでもつけるとかね、やっぱりそこまでこう、ここで一步下がったことによってこういうところが伸びてきたなら、ほかにもこういうところがある

ところあるなら、要するに菊川市でしたいところがここだという特徴を持たせるためには、こういう機会のときにもう一回精査していただけるとありがたかったかなというふうに思いました。

○分科会長（小林博文君） これはあれですかね、年度初め何かに申請しないと。

○13番（倉部光世君） あ、でもあれか。

○分科会長（小林博文君） 申請期間半年だと、今から言っても間に合いそうですね。そして、また追加で出てきたらまた補正が出てくるのか。

○13番（倉部光世君） 大体4月から学校は開始だからその前に申請して、やっぱりということですよ。

○分科会長（小林博文君） そうですね、看護師を目指すという方そうですね。年度が違って。

○13番（倉部光世君） 大体そんな途中……

○分科会長（小林博文君） デジタルの養成だと何か、毎月、毎月やってやるとかという感じでね 一緒でもないんだけど。こういう感じだよね、そうですね。今後も増えるのはどうするのかとか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（小林博文君） それでは、以上で議案第44号のうち、教育福祉分科会の所管に係る事項の審査を終わります。

ただいまの質疑や自由討議を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。

分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

以上で、一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会で予定しておりました全ての審査が終了いたしました。お疲れさまでした。

最後に倉部副委員長、挨拶をお願いいたします。

○副分科会長（倉部光世君） 皆さま、本会議に続いて全体会、分科会ありがとうございました。

一つ一つ課題を見ていく中で、かなり気づかなかった点ですとか、今後もっと丁寧にやらなきゃいけない点等も浮かび上がってきたと思いますので、今後も同じような形で進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○分科会長（小林博文君） それでは、この後、午後１時30分から。

○副分科会長（倉部光世君） １時半。１時じゃないのね、１時半。

○分科会長（小林博文君） １時30分ですよ。から、教育福祉委員会、委員会のほう開会し、教育福祉委員会に付託されました請願６―２の審査を行います。それまでに自席へお戻りください。

休憩といたします。お疲れさまでした。

○事務局（横山 君） では、互礼をもって終了しますので、ご起立お願いします。相互に礼。

〔起立・礼〕

休憩 午前 11時26分

開会 午後 1時28分

○議会事務局長（落合和之君） それでは、午前中に引き続き委員会のほうをお願いしたいと思います。

互礼をもって始めますので、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

〔起立・礼〕

○議会事務局長（落合和之君） ご着席ください。

それでは、これよりの進行につきまして、委員長のほうにお願いしたいと思います。

○委員長（小林博文君） それでは、これより教育福祉委員会を行います。

ただいまの出席委員数は８人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

教育福祉委員会に付託されました請願６―２「フリースクール等を利用する不登校児童生徒に対する支援を国に求める請願書」を議題といたします。

協議に入る前に、事務局に請願の概要について説明していただきます。落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） では、請願について概要を説明させていただきます。

受付番号請願６―２、件名は、「フリースクール等を利用する不登校児童生徒に対する支援を国に求める請願書」でございます。

受付日は、令和６年５月17日です。

請願者は、筒井英之様です。紹介議員は、倉部議員、西下議員、渥美議員の3名です。

請願の趣旨ですが、不登校児童生徒やフリースクール等に関する詳細な実態調査を実施し、実態に即したきめ細やかな施策を実施すること。不登校児童生徒が家庭の事情に関係なくフリースクール等での学びの機会を確保するため、保護者の負担軽減に資する経済的支援を早急に実施することを求める意見書を、地方自治法99条の規定に基づき、国会等に対して提出することを求めるものとしております。

私からの概要の説明は、以上でございます。

○委員長（小林博文君） ありがとうございます。

それでは、審査に入る前に、請願の提出者より趣旨説明をしたいとの申出がありましたので、請願者より趣旨説明をお願いいたします。

それでは、提出者の筒井英之様より、教育福祉委員会に付託された請願についての趣旨説明をお願いいたします。では、筒井様、お願いいたします。

○請願者（筒井英之君） 掛川市で、任意団体パ lindロムスを運営している筒井英之と申します。本日はお忙しい中、発言する機会を与えていただきありがとうございます。また、本請願を付託いただくに当たり、ご協力いただいた委員の皆さまや事務局長、事務局、議会事務局の皆さま、そして請願に対する紹介議員となっていただいた3名の議員の皆さま、本当にありがとうございました。

「フリースクール等を利用する不登校児童生徒に対する支援を国に求める請願書」に関し発言させていただきます。よろしくお願いします。

まず、結論から申し上げます。

学びの環境として、学校ではない選択肢を選ぶ児童生徒、またはその保護者や家庭に対する支援を国に要望するよう菊川市から働きかけていただきたく思っております。

現在、長野県のある女性をきっかけに同じような意見書や要望・陳情が全国各地から一斉に上がっていくよう運動がなされています。静岡県議会においても令和4年の12月の定例会にて採択され、同意見書が国に提出されました。

2023年の10月、文部科学省から、不登校の子の数が全国で約30万人と発表されています。2019年度から、たった4年間の間にこの数は二次関数的な増加傾向が確認されています。同じ2023年、小中の児童生徒数が約950万人です。そのうちの不登校者数が約30万人。いわゆる割合は約3.1%になります。これは、2022年、2023年、完全失業率約2.6%よりも高い数字です。一般に、子どもの仕事が勉強することだという例えを借りて申し上げると、子どもの不

登校と大人の失業に対する支援の違いを比較してみたらどうでしょうか。

実際、人数のベースでいうと一桁違ってくるので、同じ額だけの経済的支援等を求められるわけではありませんが、例えば就職に関する支援は、ハローワークによるもの、就職訓練によるもの、再就職手当や失業保険、様々な職に関する情報提供や説明会、併せて伴走型のサポート、さらにアルバイトやパートという働き方の種類によるもの、豊富な職種や会社員、公務員、個人事業等の種類によるものなどがある一方、何らかの理由で学校に行けない、または学校を選択できなくなってしまった子、またはその保護者や家庭に関する周知された支援は、どの程度あるのでしょうか。

スクールカウンセラーや不登校支援員、学級担任や養護教員等の学校関係者による支援は一定の成果はあるものの、ほとんどが学校に戻れるようになる支援で、就職のときのような選択肢を充実させる支援とは少し違います。また教育に関しては、現状として国や地方自治体の政策による支援も決して十分とは言えず、さらに、その支援から漏れてしまった、またはその支援が合わなくなった子や家庭はどんな学びの場を保障されていますか。私は、教育の義務と勤労の義務に対する支援に大きな差があると感じています。

文部科学省から令和元年の10月に出された、不登校児童生徒への支援の在り方についてという通知内には以下のように書かれています。

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある。

とあります。

社会的な自立を目指す支援とは何か。休養や自分を見つめ直す積極的な意味を持つ不登校の時期に必要な支援とは何か。もちろん経済的な支援ばかりが必要とされているわけではありませんが、文部科学省の調べによると、フリースクールなどの民間施設を利用する際の家庭負担の実情を見ると、利用料金は月3万3,000円ほどとあります。しかし、上記に加え、遠方への通学のケースによる経済的負担、いわゆる交通費です。さらに、体力や健康の身体的負担、通学に必要な時間的負担、現状に不安を感じるような心理的負担、それらも加味しなければなりません。それでもなお民間のフリースクール等に頼るしかない状態です。または、どうにも解決策が見いだせずに家庭内で過ごさざるを得ない状況になっています。

子どもたちが家庭内で過ごす場合、保護者は働く機会を失うこともあります。在宅ワーク

ができたとしても、職場に出社して働くと同等に集中して仕事ができるとは限りませんし、子どもをじいっと家の中に閉じ込めるわけにもいきません。さらに、給食費の負担にプラスして食費の負担がかかっています。これらは大変大きなリスクです。こういったところにも支援を必要としているわけです。

次に、学校教育法第25条には、以下のように書いてあります。

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

中学生もこれに準じます。

一方、フリースクールに関しては、学校教育法の定める学校には当たらず、これに準ずるような法律也没有ありません。

そこで、フリースクールとはということを調べてみると、次のような説明例が出てきます。

不登校の子どもたちの受皿。居場所としての機能だけではなく、心のケアにも特化していること。不登校の子どもたちは、そこに至るまでに様々な心の傷を負っていることがほとんどです、とあります。これが説明です。これは、学びの場であることと合わせて、心のケアまで兼ねた場所になっていると。つまり福祉の分野とも考えられます。

子どもたちは、日本国憲法により教育を受ける権利を有しており、学校に関して経済的な理由により就学が困難な保護者に必要な援助が課せられているなら、学校ではない選択肢を学びの機会として選ぶ保護者に対しても、同じく経済的な側面から支援する必要があるのではないかと。学校における支援が文部科学省であるのなら、フリースクールにおける支援は、もしかしたら厚生労働省やこども家庭庁や内閣府などかもしれません。

先ほど取り上げた不登校児童生徒への支援の在り方についてという文部科学省からの通知には、実は経済的支援については書かれていません。また、2017年に施行された教育機会確保法、その中にもフリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援の活用が必要だと書かれています。それにもかかわらず、経済的支援については触れられていません。それではまるで、お金は出しませんが、法律で決まったのでやることはやってねと言わんばかりだと感じています。

一方で、よい知らせもあります。5月の29日、フリースクール運営費助成制度（静岡県フリースクール等支援事業費補助金）という助成制度が静岡県でも始まりました。これは、対象児童生徒またはその家庭に対する支援ではありませんが、県内でフリースクールを運営する団体等の支えになる助成制度だと考えています。必要なのは経済的支援ばかりではありません

せんし、支援の方法も多種多様です。実際に具体的な支援に至るまでには、解決すべき課題もかなり多いかと感じます。

現在の不登校児童生徒の増加に関する課題は、国の機関である文部科学省発の問題として受け止め、真摯に議論していただきたい。静岡県をはじめ幾つかの自治体では、国の動きよりも先に不登校児童生徒に対する支援を独自に始めています。これは大変うれしい動きである一方、公教育に関連する支援は、地方自治体により大きな差が出ることは決して望ましくないと思います。待ったなしの課題として、ここはぜひ国が一定の指針を示し、必要な支援を講ずるための実態調査と実態に即したきめ細やかな施策の実施、これらを合わせて国に見ていただきたく、陳述とさせていただきます。

以上です。改めまして貴重なお時間をありがとうございます。

○委員長（小林博文君） ありがとうございます。

ただいまの説明についての質問へ移ります。

請願 6－2 について質問等ある方は挙手の上、ご発言ください。質問等ございますか。15 番 内田委員。

○15 番（内田 隆君） 15 番です。ありがとうございました。

○請願者（筒井英之君） ありがとうございます。

○15 番（内田 隆君） 今の中で、県議会は採択をされたという話をされたと思うんですけど、この県議会で採択された後に、県のフリースクールの支援が始まったということですか。そうでなくて、県はもう始めてたけど何もやらないから、国に対して意見書を上げた。ここはどちらが先になりますか。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。すみません。筒井様、お願いします。

○請願者（筒井英之君） 正確なところは把握してないんですけども、私を感じるころでは、意見書の活動があつてからの県議会での採択の順番だと感じています。というのは、私は県議会の採択の前に、実は静岡市で同じような活動をされている方を通して、県議会のふじのくにの皆さんに、こういった意見書を提出したいんですけどご理解いただけますかという話をしたことがあります。その後採択されたんですけども、委員会の専門の有識者会議はその後始まっているはずなので、どちらが先かと言われると、恐らく県議会の採択が先であると感じています。

○15 番（内田 隆君） 分かりました。

○委員長（小林博文君） 答弁は終わりました。よろしいですか。そのほか質問ございますか。

1 番 渥美委員。

○1 番（渥美嘉樹君） 1 番 渥美です。どうもありがとうございます。

○請願者（筒井英之君） ありがとうございます。

○1 番（渥美嘉樹君） ちょっとぜひお聞きしたいなと思ったんですけど、こうやって活動をされて、今日もこちらに出向いていただいて、本当に頭が下がるなと思ったんですけども、そういった活動をされている何か原動力となるような思いとか体験とかがあってやってらっしゃるのかなと思ったんですけど、何かそういうのがなんか、何でこういう活動をされているのかって、もしお聞きできればお伺いしたいと思います。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。筒井様、お願いいたします。

○請願者（筒井英之君） きっかけになったことは、本当に子どもが好きだからというちょっとした理由からにはなるんですが、私が以前勤めていた森林保全活動をしている掛川の団体の中に、森のようちえんという活動がありまして、森のようちえんでは、通常園舎を持たずに森の中で子どもたちの活動を見守って、能力を伸び伸び引き出すというような大きなテーマがあるんです。そういう場所を選んで来られるようなご家庭の保護者の皆さんの中には、通常のいわゆる子どもの能力として、学力というものを優先される家庭はそれほど多くないというのが実情です。もちろん学力は大事なんだけど、子どもの時期はもっと違うものを伸ばしてあげようとする方がいらっしゃいます。そういう方の中に、いわゆる既存の学校の課題だとかを考えながら、このまま子どもたちが学校に行っていないのかという考えを持っている方がいらっしゃいます。

そういった流れの中で、じゃあ実際今学校の活動はどうなっているのかということを調べていった結果、いわゆる不登校児童生徒というものが、やっぱり前から課題になっていることが目につきましたというのが一つの大きな流れです。

あと、私の実際の子どもです。今幼稚園にいるんですけども、私の子どもは、実は幼稚園に行かない時期がありました。不登校児童生徒を調べていたときに、私の子どもが幼稚園に行かないという課題があって、それを調べてみた結果、不登園という課題が出てきました。不登園という課題が出てくると、これは大きな流れでいうと不登校につながる可能性があるということが分かってきたので、これは私の子どもに関わってくる話だと。これは個人的には大問題です。ただ私は、こういう流れがある中で、どうやって子どもを学校に通わせようではなくて、いや、こういう大きな流れの中で学校以外の選択肢にはどういったものがあるのか。また、そういうものを選ぶに当たってどういった課題があるのかということを調べて

いくうちに、やっぱりこういう活動をしていこうと。

ただ、実際に動く活動とは別に、いわゆる調べていった結果、行政支援というものが必要だと。まだ国の支援が追いついていないじゃないかというところを考慮した上で、今回こういう活動に至っているんですけど、もう一つお伝えしたいのは大事なことですけど、フリースクール等に通う子どもたちは、掛川市、私住まいは掛川市なんですけど、掛川市の子どもは掛川市の学校に通うわけではないんです。なので、この辺一帯、掛川市をはじめと言ったらおかしいんですけども、菊川市や牧之原市、御前崎市、掛川市、島田市、袋井市、浜松市、静岡市等になるとちょっと行政区域が大きくなるもんですから、ちょっと活動の範囲としてどうかと思うんですけど、いわゆる県西部に当たる地区に関しては、不登校児童生徒がいる場合は通学の範囲内だと、活動の範囲内だと考えているので、この辺一帯の地域を全体的にそういう姿勢を持っていただきたいということで、今回菊川市にも尽力させていただいたところです。

以上です。

○1番（渥美嘉樹君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（小林博文君） そのほかご質問ございますか。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部ですけども、特別質問じゃないんですけど、私はもう賛成いたしますけども、日本の教育自体があまりにも旧態依然として、いいものかと私は考えていません。大学入試のそうなんですけども、これからいや応なしに子どもが減ってって、大学がやってけなくなる。もう自由に入れてっていうような、自然と変革せざるを得ないと同時に、日本の教育費にかける国費が少なすぎますから、もうどうしようもないです。

具体的に個々のフリースクールですと、私が一度か浜松なんかに出るときに、時間的に9時だったか10時だったか分からないですけど、菊川駅で女性2人、小学校三、四年だったと思うんですけど、もう学業が始まってる時間にいるからおかしいなと思って話しかけたんです。そしたらフリースクールで、今から浜松に行くって言うんです。時間的には遅いんだなと思って、そういうことも考慮してあるのかなと思ってそのときは理解したんです。

だから今、掛川市にこういうフリースクールが幾つあって、浜松に幾つあってるのは、私は把握はできてないんですけども、子どもが学ぶっていうのには場所は選ばなくていいと思うんです。どこでも学べます。ですから子どものことを尊重して、子どもに合った学びの場ができれば、私はいいと思って、ですからこういうことに関して、国はやはり、子どもは国の宝だって言ってるんだったらそれを証明しろと。そういうことなんです。本当に自殺

者が何人か出ておりますから、子どもたちの中でも、それはつらいわけで自殺するわけですよ。だから、私は父兄の方には、もう子どもが学校行きたくないって言ったらもう休ませればいいと、無理に行かせるなっていう考えでいますけどね。

ですから、こういう活動をやっていただけるってのは、もう行政が悪いと。それに尽きると思うんですよ。だから我々がやるべきことは、こういうものをどんどん国へ、今は給食の無償化もそうですけども、ありとあらゆることをやっていかないといけない。国が幾ら教育に関して異次元だなんて言ったって予算がないわけで、何にもできてないわけですよ。ですからそういったことで、私はもう文句なし、こういったことには賛同して、皆さんにもそういったことでお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（小林博文君） ご意見ですか。はい。そのほかご質問等ございますか。

○１２番（織部光男君） 掛川でフリースクールが幾つかあるとかつてのは分かってらっしゃるんですか。

○請願者（筒井英之君） 現状は把握できないんです。

○１２番（織部光男君） ああできない。

○請願者（筒井英之君） ちっちゃな活動……いいですか、発言しても。

○委員長（小林博文君） そのほかございますか、質問。

〔「発言していいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） じゃあ、はい、じゃあ筒井さん、お願いいたします。

○請願者（筒井英之君） 繰り返しになりますけど、現状は把握できない状況です。小さな活動というわけではないんですけど、個人的にやってらっしゃる方が多くて、それがいわゆる有志であったりとか、人を集めたいんだけど、活動の内容からすると、ぜひ皆さん来てくださいと手を振って言えるような内容ではないんです。であると、活動内容を報告することができても、それをみんなに周知しようというのがなかなか言いづらいのと、不登校児童生徒に届けるというのは非常に困難で、公表されないんです。なので、それを教育委員会等をお願いしても、教育委員会は文部科学省の管轄なので、フリースクールの支援をしている活動の拠点ではないので、そこにたどり着けない状態という課題は多くあって、把握し切れない状況です。

○１２番（織部光男君） ありがとうございます。

○委員長（小林博文君） そのほかご質問ございますか。

〔「もう一個いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。今、なかなか把握できないという中において、実態を調査してってというような言葉が入ってますよね。これは、具体的にはどういうことをやるっていうふうに頭の中で思われてるんですか。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。筒井さん、お願いいたします。

○請願者（筒井英之君） やれることは本当にいっぱいあると思うんですけど、まずは実態調査と呼ばれることとして、私からすると不登校児童生徒は何人、どこにいるのかということとを把握したい。ただ、不登校という定義が、学校を30日休んだという、30日以上という決まりが一応言葉としてはあるので、最初はそれに沿って実際どこに何人いるのかというものを把握していきたいなと思っています。

それもフリースクール等を実はやりたいという人はいるんです。数名いらっしゃいます、私の周りでも。こういう方たちに、ここに何人いるよというものをお伝えする。本当に可能であれば、この子ですというところまで特定できるのがありがたい。ただやはりそこまで行くと個人情報の問題もいろいろあるので、恐らくすぐにはできないと思うんです。

ただやっぱり、私も掛川市に不登校の子どもが何人いますかということ聞いたことがあるんですが、答えてくれませんでした。割合として、全国の割合とほぼ同じですというような言い方をされたというところからのスタートだと思ってるので、菊川市とそのほかの市町のどういう状況かは分からないんですが、やれることは一歩ずつということであれば、まずは不登校児童生徒がこういうところに何人いますよということを、信頼できるフリースクールだという認定等も必要かと思うんですけど、そういうところに報告する。そこから、こういうところに連絡したらどうですかというところを教育委員会と協力してもらおうというのが、一つすぐにできそうなことかなというふうに思っています。ちょっと具体的な調査方法という回答にはならなくて申し訳ないんですけども、そういう考えを持っています。

以上です。

○委員長（小林博文君） よろしいですか。

○15番（内田 隆君） 分かりました。

○委員長（小林博文君） そのほか質疑はございますか。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 児童手当は全員に配られますよね。扶養手当がかなり厳しい審査があります。母子家庭、父子家庭、そして独立してやっていないと、親と一緒にですとまず駄目

だというような状態ですよ。ですから今、請願に上がってきて、具体的に、要するにフリースクールを補助金をもらって運営できる、そして利用者は負担がなくてできるような、そういうところを目標とされているのでしょうか。援助とか、いろいろ具体的に考えていく目標としましては、どうですか。

○委員長（小林博文君） 答弁を求めます。筒井様、お願いいたします。

○請願者（筒井英之君） 今回の意見書の内容ですが、どちらかというとフリースクールの運営側に出すものではなくて、家庭に出すものになるので、出し方は非常に難しいと思います。公平感だとかいったところ、恐らく課題になると思います。

ただ、運営側に出すということであれば、静岡県が率先して、まず年間100万円を一団体に助成しますよという制度が始まったんです。ただそれでは十分な額とは決して言えないと思うんですが、まずは第一歩だと。ただそれとは別に、家庭に対する支援は必要だと。

その理由としては、これちょっと具体的な話になるんですが、先ほど私がお話の中で紹介させていた、いわゆる交通費です。ちょっとおっしゃっていただいたとおり、菊川も掛川も袋井の子も浜松に通う事実があって、もしくは藤枝に通う、静岡に通う事実があるんです。そのときの交通費は、基本的には自費です。これが、恐らく名古屋を中心とする商業圏、神奈川県もしくは東京都であれば電車が主流になるので、定期を発行してもらえることで交通の便が変わってくるはずなんです。ただ静岡県はそれに該当するかと言われると、特にこの辺一帯は電車が限られているので、そういったところは仕方がないんですが、ただ移動できないわけではない。バスと電車を駆使することで移動できますと。ただその定期という考え方を見ると、学校の区域が電車を使う区域ではないので、通常小学生に定期を発行するという文化がないんです。中学生と一緒に。そうすると、本来であれば校長先生の権限で定期を発行できるような内容であるにもかかわらず、定期を発行するという概念がないので認められないケースがある。これは、実はもう少し大きな商業圏、名古屋市等でも同じなんです。ただその一言「いいですよ」と言ってもらえるだけで、学生割引は使えるようになったりするわけです。こういう支援も本来であれば必要だし、それは運営側に対するというよりかは、どちらかというと家庭に対する支援だと思っています。

ちょっとこれは余談になるんですが、例えば経済的支援という額が大きくなって、問題にもなりやすいので、あとは不公平感をどうしても解消できない部分が出てくるかと思うんです。そういったときに、私はどんなことができるのかというのを考えたときに、前にちょっと別の仕事をさせて頂いたことがあるんですが、例えば菊川市の子どもたちが、島田市のこ

ども館に行きましょうということになった場合、菊川市は本来同じような施設を持てばうれしいんだけど、掛川市も同様なんですけど、箱物を建てるとなると非常に大きなコストで維持費がかかります。それを島田市と共有することで、みんなが使えるような施設になります。平日島田のこども館は、人はそんなにいないんです。ただ掛川市から行った場合、菊川市から行った場合、近隣市町から行った場合は、市町の提携があるので、子どもたちも大人たちも無料になりますよと言ってもらえれば、恐らくそんなに負担、市の行政の負担が少ない中、そういった支援ができるんじゃないかと。

これはどんなことに関係するかというと、結局学び、先ほどおっしゃっていただいたんですけど、学びはどこでもできますよと。遊んでいるだけで学びになることが多いんです。もしくは、電車に乗っていくということが一つの学びになることが多いんです。やはりそういったところを支援していくに当たって、申請制度でもいいとは思いますが、掛川市、菊川市から島田まで電車で行って、こども館で遊んで帰ってきました。その後で申請してください、そうすればお金が戻りますよというような支援でもいいかな。であれば、恐らく利用した人が申請するため、公平性が保たれたりするかもしれない。フリースクールも支援とはちょっと違うんですが、学びという大きなくくりでいったら、そういうやり方もあるんじゃないかなと、私自身の考えです。

以上です。

○委員長（小林博文君） 答弁が終わりました。そのほか質問ございますか。

私から一つ質問させていただいていいですか。

今この請願の中の意見書を国のほうに求めるという形の意見書なんですけど、実際、所属している自治体にそういう支援というのを求める方向もあるかと思うんですけども、まず国に求めていくというその辺の順序というんですかね。それから、将来的に国からこういう制度である程度、今言った実態を把握してこういうところにも支援をとるところが出てくれば、自治体のほうにもこういうことを働きかけていくのかということと、それからもう並行して国にも出すけど、各自治体にも出しとくかという両方のやり方あると思うんですけど、まず国に出したというところの方向性というのはどういう考えなのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。筒井様、お願いいたします。

○請願者（筒井英之君） 今回、国に出すという動きは、私の個人的な考えというよりは、最初に申し上げたとおり、長野県のある女性の動きがきっかけになっています。なので、ここにある意味足並みをそろえた。これは全国的にそういう動きをしている中で、恐らくその

中には、地方自治体に個別に何かしら要望を出している方もいらっしゃるかと思うし、私が掛川市で同じ意見書の提出を求めたときにも、ある委員会の議員の方から、「これは国に提出を求める話ですね」ということで伝えられました。私は「そうです」とお答えしたんですけども、やっぱり下からできる支援と上からできる支援というような感覚があって、これは結局長野県の女性に乗った上で、国の支援をもちろん求めましょうと。

その内容として、私が先ほど伝えたとおり、そもそも文部科学省が管轄している国の教育の話であって、地方自治体ごとに差があるということがちょっと疑問でございます。ただし、実情ですね、例えば東京と静岡では、絶対に状況が違います。できることが違いますし、必要とする支援が違ってくるはずなので、大きな支援は示しながらも、個別の支援に関しては地方自治体に任せますということでもいいんじゃないかと思っています。なので、私もこういった動きができるのであれば、採択された以降に関して、じゃあこういうことを菊川市の議会が考えてくれていますと。それを基に、じゃあ菊川の市民の皆さんに何か働きかける方法がありますかと。こういう教育的な要望を出してみたらどうですかと。なぜなら議員の皆さんは、ちゃんと前向きに見てくれてますよということを伝えるきっかけになると思っているんです。それが公益的に捉えられるようであれば、行く行くは静岡県西部地区全体が、教育に関して前向きに捉えていますよということを考えていけると思っているんで、引き続き私は菊川市もはじめ、他の市町にも働きかけていきたいなというふうに思っています。

○委員長（小林博文君） よく分かりました。ありがとうございます。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） それでは、以上で請願についての質問を終わります。筒井様、ありがとうございました。

○請願者（筒井英之君） ありがとうございました。

○委員長（小林博文君） それでは、これより本請願についての協議に移ります。

請願者のご退席ということで、傍聴されるようでしたら、後ろの席のほうへ移動をお願いいたします。

〔請願者退席〕

○委員長（小林博文君） それでは、本請願につきまして、皆様からご意見を伺いたいと思い

ます。

まず、この請願6—2について、ご意見のある方は挙手の上、ご発言ください。先ほどもう一部ご意見出ていましたが、（笑声）ご意見がありましたらご発言ください。12番 織部光男委員。

○12番（織部光男君） 12番 織部です。東遠学園が菊川と掛川でやってます。障害者、知的障害もありますし、やはりそういったところには国費も出て、あれだけの学校をつくってやっているわけです。

最近の学校につきましては、我々も視察に行ってますけども、特殊学級が増えてきて。

〔「特殊学級は駄目なこと」と呼ぶ者あり〕

○12番（織部光男君） 特殊学級は駄目なのか。

〔「支援、支援」「支援学級」と呼ぶ者あり〕

○12番（織部光男君） 結局、要するに発達障害っていうような方が物すごく増えてきています。やはりそれが一つの個性というふうに考えるのも私はあっていると思ったりするんですけども、要は学校に行けない理由っていうのはいろいろあると思うんですよ。家庭がもちろん問題がある場合もあるでしょうし、クラスの中での問題と先生との問題もあるでしょうし、いろんなことが考えられますので、やはり私は、そこで子どもを責めるのではなくて、働く場はどこにもあるよというような、義務教育というのは、本来そうあるべきではないかなと私は思うんです。

ですからこの請願に関して、こういう流れといいますか、日本、国が変わらなければならぬと私は思っております。やはり企業献金を受けていて、どうしても企業優先で行政側が動いているということではなくて、国民のために、私は教育、義務教育、やはりどこでも受けられるべきであると思います。

以上。

○委員長（小林博文君） 請願の中の内容に収めていただきたいんですが。（笑声）

皆さん、そのほかご意見ございますか。13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。紹介議員になっているわけですけど、私も不登校に関してはずっと研究していたり、しておりますけれども、先ほど筒井さんからあったんですが、学校がどれだけ把握しているかというのと、不登校の数を聞くと、30日以上的人数で、診断書が出ている人たちは不登校には数えていないわけです。ただ、診断書を出している人数のほうが多分今多かったり、去年の議会報告会で西中見たら、教室いっぱい机空いてるん

だけど、あんなにたくさん休んでいるのかってPTAの方からお話があったんですけど、教育委員会のほうに聞けば、病欠の人とみたいな、みんなが不登校じゃないんですよ。来てる子と、病欠の人たちは本当に規律性のとかそういう診断が出ているけど、じゃあその人たちは不登校じゃないかっていったらそうじゃありませんので、もうその何か不登校の数を減らしたいという変な意識が、変なと言っちゃあいけないですけど、最近では以前よりはだいぶ変わってきましたけど、どこでも学べ、学びをしてくださいとなってきていますけど、まだまだやっぱり学校の体制が、学校市場主義というか、不登校の数を多くしたくないというところは、まだまだ働いているような気がします。

本当に子どもたちも今多様化していて、情報量も大変多いもんですから、じゃあ絶対学校に行かなきゃいけないかっていう、私たちの時代のこういう、この道しかないのとはもう全く違ってしますので、やはり国はその多様性を認めると言っているのであれば、学ぶ場も認めていくべきであって、今、静岡県がフリースクールにも助金出し始めたんですけど、東京都が今年からフリースクールの利用者に助成金出すということで、月2万円マックスで出しますというのを東京都が今年度から始めます。

お金のある自治体は、もう自分たちでやっていて、佐賀だっけな、江北町ってところは準備金を出して、通所費とかそれも出してくれるとかっていうところまでやっているところもありまして、住んでいる自治体によって、同じ不登校でフリースクールを活用している人の学びの環境がこんなに違ってしまっているんですかという話で、教育の問題ですので、やはりまず国がしっかりと——今できないのが、フリースクールという定義がはっきりしていないというところで、先ほど筒井さんからもありましたけど、大きくやっているところと、もう本当個人の方が見えているところとあるので、その基準がないために、補助制度がなかなか確立できないという問題はあるかと思いますが、やはりそこをクリアしていただいて、全国一律、子どもたちが自分の学びたい場所で学べるような施策は取っていただきたいと思います。

今回は、この国に対しての意見書ということで、以前は文部科学省だけだったんですが、やはりそれだけの問題ではありませんので、厚労省とか内閣府とかのほうにも出して、全体でぜひ考えていっていただきたいと思ひまして、私は紹介議員にならせていただきますので、ぜひ、まずこれを国に出して、各市町にプラスアルファやればといいと。

浜松でも、少し前に親の会が浜松市教育委員会に不登校家庭に経済的支援というのを浜松市に出していますけど、新聞を見ていると、結構フリースクールに行っているんですけど、

金銭的な面ですごい大変ですという記事があちこちにありまして、学校給食なんですけど、不登校の間でも給食費は払っていきやいけないんです。払わなくなったら学校へ行きませんと言っているようなものなので、親のほうから給食費をやめますとは、やはり言えなくて、それでも月何千円か、8,000円とかのお金が、要はどなたかのお腹に入っているという状態になるので、そこでも負担がかかっている、さらに民間のところ、例えばここから浜松へ行ったら交通費もかなりかかりますし、かなり負担がある。それは選択が自由だからと言われればそうかもしれませんが、やはり基本的ベースぐらいの支援はぜひしていただきたいと感じています。

あと、定期の発行も、J Rとか指定学校しかだめみたいなものもありますので、そういうところのルールから変えていくには、やはり国が動いてくれないと変わっていかないと思いますので、今回、静岡県が令和4年に出していて、最近、掛川市とか、その前は富士宮市が出していたりしていますので、全体で市町、地方自治体が動いていくことで国が変わるような動きの一端になったらいいと思っていますので、私は今回の請願はぜひ通していただきたいと思っています。

以上です。

○委員長（小林博文君） 10番 赤堀委員。

○10番（赤堀 博君） ご苦労さまです。菊川市、現在、小中学校で130人ぐらい不登校があって、年々増えている。それで、市がやっているフリースクールというか、たまたま中央公民館という教育委員会があるところなんですけど、そこで月曜日から金曜日まで、9時から午後2時まで子どもが来ているのが1人か2人で、これって子どもが本当に安心していれる場所なのかなという感じがしたんです。テレビなんかで見て、本当に民間で先生を中途退職して、子どもたちを受け入れてやってくれて、子どもが何人か来て、本当にその中で伸び伸びやって、自分がやりたいことをやりながら学んでいくという、ああいう環境でやったら子どもも伸び伸びというか、友達とのいろんな関係を持ちながら成長している一つの場所だなというのを感じましたので。菊川市内でも五、六団体、小さなボランティアで本当に子どものために一生懸命やっていた方がいるんですけど、そういう人には行政から一切援助がないので、筒井さんがおっしゃったように、月三万幾らかかってしまうというのを、国からも、県からも、こういう1団体100万円、県からあると言っていたかもしれませんが、ぜひこれを国に上げていただいて、もっと支援をしていただきたいというのが私の今の気持ちです。ご苦労さまです。

○委員長（小林博文君） 5番 渡辺委員。

○5番（渡辺 修君） 5番 渡辺です。

今の不登校が増えているという現状と、少子化で学校の人数が減っている。そうするとますますウエートが高くなって、フリースクールのいろんなこういうものを通していくことで、認知度を上げてもらって、いろんな人生があって、ちょっと学校行けなくなっちゃったよという人が普通にこっちへ行って、それも何ら変わらない道だよというような、そういう社会にしてもらって、最終的に、そういうことがあっても就職にも進学にもそれは影響ないんだよというような世の中をつくって、最終的にそこに行けるためにも、いろんなところでそれを通してもらって、いろんなところから国に上がって行って、人間ってどこかでつまづくんだから、つまづいたらこういう道があるよというのを包んでくれるような世界をつくったらいいんじゃないかなと思います。だからぜひ通していただきたいと思います。

○委員長（小林博文君） そのほかのご意見ございますか。

1番 渥美委員。

○1番（渥美嘉樹君） 1番 渥美です。

私は賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思うんですけども、自分もボランティアで不登校の子とか、経済的に塾へ通えない子の学習支援をしているんですけども、やはりニーズが高くて、今、毎週、見学に行きたいという、菊川市内だけでも多くて、結局、ボランティアの数が足りなくて、受入れできないような状態、供給が間に合っていない状態で、やはり公教育に限界があって、そういうニーズが増えているというのもあるし、かといってボランティアが全部できるかという、ボランティアにもやはり限界がある中で、こういった請願の内容というのは非常に必要だと思います。結局、しょうがないという考え方もあるんですけど、教育は将来の最大の投資なので、そこはコストをかけてでもやるべきという考え方も両方あると思うんですけど、自分はコストをかけてでもやるべきだと思いますので、この1番と2番ありますが、まずは1番の、全国的な問題なので、実態を把握していただいて、その先にいろいろな支援が繋がっていくと思いますので、本当にこの内容は私は賛成すべきじゃないかなと思っております。

以上です。

○委員長（小林博文君） そのほかございますか。

4番 織部ひとみ委員。

○4番（織部ひとみ君） 4番 織部ひとみです。

先ほど筒井さんが言ったフリースクールの運営ではなくて個人の方への支援ということでお聞きしたものですから、やはりフリースクールというのは、一人一人それぞれが、みんな違った意味での教育の方法もあるので、そういった意味でも個人的な支援というのはやはり大事なかなと思います。

静岡県で、これは高校のほうになるんですけど、金谷に、ふじのくに国際高校ができたと思うんですけど、それもフレックス的で、いつ、時間的に行ってもいいという、そういう形で高校が今度できたので、そういった意味で、そういうところにつながる意味での、やはり小学校、中学生が次の段階に進めるような形のフリースクールの支援をしていったほうが今後のためになるんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（小林博文君） そのほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） それでは、一通りご意見が出されたようですので、採決へ移ってよろしいでしょうか。

15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） どこが悪いということではなくて、趣旨は分かったんだけど、このもの、そのものずばりで、ほかのところもやられているんですか。

○委員長（小林博文君） 国への請願の件でしょうか。

○15番（内田 隆君） そうそう。意見書は、順番を追ってまた考えればいいのかもしいですけど、要は、先ほど心配したのは、1と2があって、我々も具体論を持って話をしないと、それは国が考えることだよと言って出ていっていいのかどうかというのが疑問だったもので。例えば、調査1個にしてみても、それも国が考える、要するに文科省が考えればいいと言え、それはそれで構わないんですけど、その辺のところ、工夫をして採択しているのか、それとも全く……。多分、これは統一の紙でしょう。多分、これは同じことで各自治体のところに出ていると思えば、多分そのままなのか、少し加工しているのか。それをちょっと確認したいんですけども。

○委員長（小林博文君） 私、事前に説明を受けたんですけども、県のほうが、今言った令和4年に国のほうに出してしまして、要は、前の前文については、様々なその時期時期でありますけれども、この2項目について、どこも同じような内容で上げていると思います。同じく掛川市のも見せていただいたら、順序は違えど、同じ内容では意見書として国のほうへ

上げています。ただ上げる先の大臣の名前なんかいろいろなばらつきがあったりするものですから、その辺を菊川市として、もし採択するという方向で出していくのなら、どうするかというところも調整する必要もあるかなと思います。基本的に静岡県が上げた文章で掛川も上げているので、統一したほうが通しやすい。

○15番（内田 隆君） これと同じくらいになっているんですか。

○委員長（小林博文君） ほぼほぼ内容が同じ。

○15番（内田 隆君） 同じですか。分かりました。

○委員長（小林博文君） これが全国的に広がれば、同じ内容で出てくる。先ほどありました実態把握をして、どういう上程かというのを、まず国のほうから出てくるのが一番早く、それから地方自治体のほうへ調査の依頼が来れば一番早い流れで済むのかもしれませんが、内田委員おっしゃるとおり、それを先行して、菊川が本当はどうなのかというところを把握しておくのも議会としては必要なのかもしれません。その辺も含めて、今の件については、この地区も同様の形で採択したものを上げているということはあるかと思います。

13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 森町のほうでも取ってしまして、1、2に関してはほとんど同じです。県も同じです。前文は、多少、出した時期によって書き方が違ってはいますが、掛川とはほぼほぼ同じ、森が6年の2月に通っていますので、掛川は昨年の9月議会で通って、富士宮はちょっと文章が違いますけど、もうちょっと前に通っていますけど、富士宮は令和4年に通って、県と同じぐらいの時期に通っていますので、内容的にはほぼ皆同じ。特にこの1、2に関しては皆同じです。

○委員長（小林博文君） ということですが。そのほかはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） 採決に移ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林博文君） それでは、請願6-2 フリースクール等を利用する不登校児童生徒に対する支援を国に求める請願書に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小林博文君） 挙手全員。よって、本請願は採択すべきものと決しました。

それでは、24日の本会議で採択すべきものと委員長報告を行います。

24日の本会議で委員長報告を行い、本会議場で採択された場合、議員発議として上程する

こととなります。その場合、教育福祉委員会提出議案として教育福祉委員全員の連名で提出したいと思います。

それでは、以上で審査を終了します。

それでは、倉部副委員長、挨拶をお願いいたします。

○副委員長（倉部光世君） 皆さま、慎重なご議論をありがとうございました。請願をお受けしていろいろ調べましたけれども、本当に必要なことかと思います。菊川市委員会の皆さんに現状をご理解いただいて、菊川市としても、より皆さまの教えにつながるようなこともやっていたらいいと思っていますので、今後もしっかりと請願を出して終わりではないと思いますので、前向きに進めていけたらと思っています。今回は請願のほうを採択いただいてありがとうございます。よろしくお願いします。

○事務局（横山 君） では、これをもって終了いたします。

ご起立ください。

〔起立・礼〕

閉会 午後 2時22分